



多面的機能支払交付金を活用した災害復旧への支援

令和3年7月6日からの大雨災害においては、農地維持活動による「堆積した土砂・流木等の撤去などの応急措置が可能」です。

【支援対象】

対象組織が活動計画書に位置付けている「保安全管理する区域内的の農用地、水路、農道、ため池」。

農地維持活動による応急措置イメージ



大雨により水路に堆積した土砂を地域共同で撤去（外注も可能）

また、小規模な被災箇所の補修や更新をその年度の活動のために交付された交付金を充てて復旧を行い、当該年度の活動を行ったこととみなす特例措置もあります。特例措置を行う場合、別途申請と国の承認が必要であり、また当該年度の実施状況報告の記載方法も変わります。特例措置の活用を検討される際は、適用しようとしている災害が特例措置に該当するかどうかの確認のため、まずは各市町村や協議会に相談をお願いします。

【令和2年1月22日改正】

災害対応に十分な資金が無い場合は「別の対象組織から交付金の融通を受けることが可能」。

甚大な自然災害時における対象組織間の交付金融通

<年交付額が300万円の組織における予算融通の具体例>

